

(参考)

前回資料（令和4年3月）からの変更点

1. 台湾向けツヤハダゴマダラカミキリ等を対象とした新たな検疫措置が追加になった。
2. 登録検査機関の参入（令和5年4月より）
農林水産大臣の登録を受けた者が植物防疫官のかわりに輸出検査の一部を実施することが可能となった。
3. 栽培地検査の手続きが変更（令和5年4月より）
新しい様式が導入される予定。
4. eMAFFを利用した検査申請の利用（令和5年4月より）
農林水産省共通申請サービス(eMAFF)を用いた栽培地検査等の電子申請が導入される予定。